

「特定不妊治療支援事業」利用の手引き

～ 不妊に悩む方への治療支援業務 ～

◎ 特定不妊治療支援事業とは？

子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断されている方に対して、指定医療機関で不妊治療に要した費用の一部を助成する制度です。

◎ 特定不妊治療とは？

生殖補助医療による不妊治療のうち「体外受精及び顕微授精」の方法をいいます。また、不妊治療のうち主治医の治療方針に基づき、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行なった場合（治療方法Cを除く）は、助成金に加算があります。

不妊・不育に関する電話相談

大阪府不妊専門相談センター

《ドーンセンター（府立男女共同参画・青少年センター）》

「不妊・不育について知りたい」「治療について聞きたい」

「子どものいない生活や、家族とのあつれきなど相談したい」・・・

あなたの人生をトータルにとらえて、専門の相談員（助産師・産婦人科医師）が相談をお受けしています。また、男性からの相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。

【電話相談専門ダイヤル】 06-6910-8655

第1・第3水曜日 10:00～19:00

第2・第4水曜日 10:00～16:00

第4土曜日 13:00～16:00

1 助成対象者 ～次の要件のすべてを満たす方に助成します～

- (1) 治療開始時の妻の年齢が42歳以下であること。
- (2) 体外受精又は顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- (3) 都道府県、政令指定都市、中核市の長が指定する医療機関において特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く）を受けて、治療が終了していること。
- (4) 次にあげる治療法でないこと
 - ①夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為。
 - ②代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
 - ③借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- (5) 治療期間の初日から申請日まで法律上の婚姻をしている夫婦であり、申請日に寝屋川市内に住所を有すること。**(事実婚も可。その場合は別途提出書類が必要)**
- (6) 規程回数以上、他の都道府県、政令指定都市、中核市において特定不妊治療費の助成（補助金）を受けていないこと。 ⇒ 2(2)参照

2 補助内容

(1) 助成額

助成対象となる費用は、指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用とします。助成金は1回30万円(ただし、治療方法C及びFの場合は10万円)を限度とします。ただし、初回治療として助成を受けた後に、それ以前に受けた未申請の治療がある場合、当該未申請治療がある場合、当該未申請の治療について助成を受けることはできません。「男性不妊治療」（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を併せて行った場合、更に30万円を限度とする加算があります。

(2) 助成回数

助成回数は、初回申請時の治療開始日における妻の年齢により異なります。

治療開始日の妻の年齢（※1）	助成回数（※2）
40歳未満	1子につき通算6回（年間制限無し）
40歳以上43歳未満	1子につき通算3回（年間制限無し）

(※1) 治療開始日：採取準備のための投薬開始日若しくは以前に行なった体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行なうための投薬開始日となります。

(※2) 男性不妊治療については、不妊治療のうち主治医の治療方針に基づき男性不妊治療を行なった場合（男性不妊治療の指定医療機関で行った治療のみ）を対象とします。その助成回数は上記①もしくは②の回数に含まれます。

3 指定医療機関

都道府県、政令指定都市、中核市の指定を受けていれば、寝屋川市特定不妊治療支援事業実施指定医療機関とみなします。指定医療機関かどうか不明な場合は事前にお問い合わせください。

4 申請方法

(1) 申請窓口：寝屋川市市民サービス部医療助成担当（保健福祉センター2階）

窓口申請を原則としていますが、郵送で申請される場合は、必要書類をすべて同封のうえ、昼間に連絡のつく電話番号（携帯電話番号等）を必ず申請書に記載し、医療助成担当までお送りください。

※ 領収書(原本)の返却を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封願います。

(2) 必要書類

①	寝屋川市特定不妊治療支援事業申請書 ※裏面の申請書記載にあたっての留意事項をよく読み記入・押印してください
②	寝屋川市特定不妊治療支援事業受診等証明書 ※治療が終了してから受診した指定医療機関で作成してもらい提出してください。 ※受診等証明書は、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。
③	治療期間の初日から申請日までの間婚姻していることを証明する書類 ※婚姻日が記載された戸籍謄本もしくは戸籍抄本（発行から6か月以内のもの） ※過去に寝屋川市から補助を受けたことがある夫婦の戸籍証明は、省略できます。
④	特定不妊治療に要した費用の領収書 ※申請にかかる期間を含む、指定医療機関発行の領収書（原本） （医療費控除の関係で原本が必要な方は、原本照合の上返却します） ※郵送により申請の場合は、領収書（原本）を同封してください。 （領収書の返却を希望される場合は、返信用封筒に必要な金額の切手を貼り同封してください。）
⑤	振込口座を確認できるもの ※口座名義人と口座番号が確認できるもの（通帳のコピー等）
⑥	事実婚の場合は上記①～⑤に加えて、以下の書類を提出してください。 ・お二人分の戸籍謄本及び住民票 ・事実婚関係にある申立書 ※住民票については、同一世帯で1枚の住民票にお二人の名前が記載されている場合は、1枚で結構です。 ※申立書については、様式の定めはありません。 書面に「申立書」と記載して頂き、事実婚関係にある旨および認知を行う意向がある旨について記載し、日付、お二人の署名をお願いします。なお、日付につきましては、治療開始日より前をお願いします。

(3) 助成金の支給等

- ・支給決定通知書は、申請日から概ね3ヶ月後に送付します。
- ・申請書類の審査の結果、適正であると判断された場合は、申請者に承認決定通知書を送付し、申請書に記載の口座に振り込みます。また、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し理由を付した不承認通知を送付します。

(4) 申請期限

申請は原則として「治療が終了した日又は中断した日の属する年度の末日（3月31日）もしくは「治療が終了した日又は中断した日の翌日から14日以内」のいずれか遅い日です。

5 よくある質問

Q1 途中で治療を中断した場合も助成が受けられますか？

A1 不妊治療の過程で、採卵したが卵が得られなかったとき、受精しなかったとき胚分割がとまったとき、分割胚のグレードが低く移植に適さなかったとき、母体保護のためなどで、医師の判断による中断の場合は、助成金交付の対象としますが、採卵を行なう前に中止となった場合は、対象外とします。

Q2 配偶者は別のところに住んでいますが、助成は受けられますか？

A2 ご夫婦が必ずしも同居である必要はありませんが、申請先は、夫婦間で本拠と決めた居住地となります。

Q3 助成金は、申請してからどのくらいで受けられますか。

A3 申請書記載内容、受診等証明書等申請書類に問題が無ければ、3ヶ月程度で支給できる見込みです。なお、年度末は申請が集中するためお時間をいただく場合があります。

Q4 男性不妊治療のみで申請できますか？

A4 原則として男性不妊治療単独での申請はできません。ただし、不妊治療を行なう過程で、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行なったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも申請できます。なお、この場合の助成は、通算助成回数の6回もしくは3回中の1回の治療としてカウントします。

Q5 寝屋川市に転入する前に住んでいた他の都道府県で補助（助成）を受けたことがある場合、通算回数に含まれますか？

A5 寝屋川市以外の、都道府県、政令指定都市及び中核市で助成を受けた回数も6回もしくは3回に含みます。申請書の「他の自治体での本補助事業の受給の状況」欄にご記入ください。

【お問合せ先】 〒 572-8533

寝屋川市池田西町28番22号 保健福祉センター2階

寝屋川市市民サービス部 医療助成担当

☎ 072-812-2363（直通）
